

「ハンザ」と近代国際法の交錯（一）

——一七世紀以降の欧州「国際」関係の真相——

明 石 欽 司

序 論

一 「ハンサ」とは何か

(一) 「ハンサ」の定義・組織・法的性格を巡る諸問題

(二) ハンサの国際法史上の従来の位置付けとその問題点

二 ウェストファリア条約に至るまでのハンサの「国際的」活動——一七世紀前半におけるハンサの条約締結の事例を中心として……………（以上本号）

三 ウェストファリア条約とハンサ

(一) ウェストファリア講和会議におけるハンサ——その法的地位と交渉目標

(二) ウェストファリア条約におけるハンサ関連規定

(三) ウェストファリア条約中のハンサ関連規定の評価

四 ウェストファリア条約以降のハンサ

(一) ウェストファリア条約以降のハンサによる「条約」締結

の事例

(二) ウェストファリア条約以降のハンサによる「国際的」活動の事例

結 論……………（以上七九巻五号）

序 論

本稿は、「ハンザ」の一七世紀以降の「国際的」活動を素描することを通じて、当時の「国際社会」及び「国際法」の実態の一面を提示することを直接の目的としている。また、その際に、とりわけウエストフアリア講和会議前後におけるハンザの活動とウエストフアリア条約中のハンザ関連規定の意味を考察する。筆者がこのような目的と考察対象を設定することの背景には、次のような意識がある。

「ハンザ」は、これまで国際法学の観点からは、若干の例外を除いて、研究対象とされてこなかった。しかし、中世から近代初頭にかけて、さらには（本稿でも触れるように）近代を通じて、ハンザは国際的活動主体であったのであり、その活動を国際法史の観点から考察することには、単に歴史的事実の発掘という価値のみならず、近代国際法形成過程における「非国家主体」とも呼ぶべき存在の活動実態の理解を深めることに資するであろう。

また、ウエストフアリア条約締結三五〇周年である一九九八年を契機として、同条約の歴史的意義の（再）評価を主題とする多数の研究結果が公刊された。⁽³⁾それらは、同条約研究における従来の中心であったドイツ国制史研究からのみならず、全欧州の観点から、或いは各国史や都市史の観点から、さらには文化史的観点からも、新たな「ウエストフアリア条約像」を提示している。それにも拘らず、国際法学（及び国際関係論）における同条約の取扱いは、長年にわたり維持されてきた「ウエストフアリア・システム」や「ウエストフアリア神話」とでも言うべき理解、即ち、同条約をもって近代主権国家間の関係としての国際関係とその関係を規律する法規範としての近代国際法が始まるという理解、に基づくものが大多数を占めている。しかしながら、既に一連の拙稿において筆者が示したように、従来のウエストフアリア条約像は、同条約の規定全体を読み、またその当事者を勘案するならば、決して妥当なものとは言えない。⁽⁴⁾そして、近年の若干の論考の中にも、既存の評価に対して疑問

を呈示し、或いはその誤りを論ずるものが見られるが、それが一般に受容されているとは言い難い。⁽⁵⁾ このような状況において「ハンザ」を論ずることは、単純な「ウェストフアリア神話」の受容に対する批判的視座を提供し得るという価値も有するであろう。

以上のように、本稿は、国際法学の観点から見過ごされてきた対象に光を当てるとともに、国際法学（及び国際関係論）におけるウェストフアリア条約を巡る従来の評価の修正を求めることをも目的としているのである。

一 「ハンザ」とは何か

(一) 「ハンザ」の定義・組織・法的性格を巡る諸問題

「ハンザ」⁽⁶⁾ (Hanse) は、他の都市同盟の場合と同様に、その起源を一一世紀の遠隔地商人 (reisende Kaufleute) の協同組合的な団体に有するとされる。⁽⁷⁾ この団体は、一三五六年に商人自身を構成員とするものから、彼等が帰属する都市を構成員とするようになった。⁽⁸⁾ しかし、その設立文書に該当するような文書は存在せず、設立期日を特定することは不可能である。⁽⁹⁾ そして、この団体は一三五〇年頃から政治的な都市同盟としての性格を帯びるようになったという。⁽¹⁰⁾ その最盛期は一四世紀から一五世紀にかけてであり、⁽¹¹⁾ また、その衰退、即ち、当時の「国際関係」における経済面（そして、それに伴う政治面）における地位の低下は、一六世紀に始まると考えられている。⁽¹²⁾ ハンザはまた、ドイツ域外との通商拠点を設け、特に、ロンドン・ブルージュ・ベルゲン・ノヴゴロドに設けられた商館 (Kontore) は有名である。

さて、以上のようなハンザに関する一般的記述は可能であるが、実際上も理論上も「ハンザ」や「ハンザ都市」自体に関する確定した定義は存在していない。そして、既に触れたように、ハンザの設立文書は作成されて

おらず、いかなる都市が構成員たる資格を有するのかという基本的問題すらも解決されていないのである。

「ハンザ都市」の定義を例にとるならば、「都市であって、それに帰属する商人が外国で営業を許可され、ハンザの特権を享受するに至ったもの」、「ハンザから発生する負担の自己の割当を担うことによって、ハンザの組織や活動に積極的に参加する都市」、「直接的または間接的にハンザ会議に招集された都市」等々の相異なる定義が使用され得る。⁽¹³⁾ その結果、例えば、ハンザ構成都市の総数についての見解の相異が発生することになる。ある論者は、ハンザの最盛期、即ち一四世紀において、七〇乃至八〇の主要都市と一〇〇乃至一二〇の小都市を構成員と見積もっている。⁽¹⁴⁾ 他の論者は、ハンザとしての意思決定に常時参加した活動的都市が最大七七、そしてそれらに準ずる構成員として一〇〇都市程度が存在したとしている。⁽¹⁵⁾ その他にも、最盛期における構成都市総数が一六〇を超えるとした上で、その中で活動的参加都市が七〇余とするものや、ハンザの最盛期を一五世紀中葉とした上で、その時点で八〇近い都市が参加し、また全体で約二〇〇の都市がハンザとしての何らかの特権を享受したとするものもある。⁽¹⁷⁾

さらに、同一の定義のもとでハンザ構成都市の総数を推計する場合であっても、例えば、議事録等を通じて比較的利用し易い「ハンザ会議（総会）」(Hansetag)への出席を基準とした場合、ハンザの中で周辺の役割しか演じなかった都市は他都市の代表を代理として出席させたため、何れの都市が構成都市とみなされるかについては、必ずしも明確ではなくなるという事態が生じてしまう。⁽¹⁸⁾ まさに、何れの都市がハンザ構成員であるのかの決定ですら、「ハンザ史の最も困難な問題の一つ」⁽¹⁹⁾なのである。⁽²⁰⁾

また、定義や構成員資格の場合と同様、ハンザの組織としての性質や在り方も明確ではない。

先ず、ハンザの同盟としての性質については、次の点を指摘することが可能である。ハンザはしばしば「ハンザ同盟」と呼ばれることがあるが、ハンザ諸都市間の結合の度合いは、通常の（軍事）同盟よりも弱いものであ

った。⁽²¹⁾ 確かに、ハンザ諸都市が軍事同盟を結成し、「戦争」を遂行した事例もある。(特に、対デンマーク戦争のために結成された一三六七年から八五年の「ケルン同盟」が有名である。⁽²²⁾) しかし、ハンザ都市の一つがハンザ以外の存在と「戦争」状態に陥っても、他のハンザ構成都市は自動的に参戦する義務は負わなかった。また、加盟諸都市が参戦する場合であっても、それは飽くまでもハンザの特権の維持のためにのみ参戦したという。⁽²³⁾

また、ハンザの組織に関しては、次のような事実を目を向けるべきであろう。即ち、「事務局」と呼び得るような常設機関は存在しなかったという事実、そして、ハンザは自己の組織の象徴としての印璽を有さず、その必要のある場合は、実際の当事者であった都市の印璽が利用されたという事実である。⁽²⁴⁾ これらの事実から、ハンザが組織として整備されたものではなかったことが理解されよう。

ところで、ハンザの中心機関としては、所謂ハンザ会議(総会)が存在した。これはハンザの発生期にハンザ都市相互間の意見交換や共同行動が必要とされる際に、地域的な枠組みのもとで不定期に開催された会議体起源を有する。ハンザ全体会議開催の最初の試みは一二八四年から翌年にかけてなされているが、この試みは失敗に終わっている。ある程度定期的(二乃至三年に一回)全体会議として開催されるようになるのは、一三五六年にリュールベックで開催された会議からであるとされている。⁽²⁵⁾ しかしながら、ハンザ会議は、何かを協議する必要がある場合に、各都市が使節を派遣しただけのものであって、決して常設機関ではなく、また定期的に開催される会議体でもなかった。⁽²⁶⁾ しかも、その開催の頻度は、最も頻繁な時期(一四世紀)で、平均して一年に一度弱、その後(一五世紀)にはせいぜい三年に一度程度であったとされている。⁽²⁷⁾

ハンザ会議では、ハンザの本来の活動分野である経済に関する広範な諸問題のみならず、ハンザとしての使節や戦争に関しても討議・決定がなされた。⁽²⁸⁾ 同会議にハンザ構成都市の全て(これは勿論、前述の「ハンザ都市」の定義に関連するのであるが)が出席することはなかったが、定足数は問題とされなかったため、当該会議出席都市

の単純過半数により決議 (Rezel; Rezesse) という形式で会議の意思決定が行われた。⁽²⁹⁾

ここで問題となるのは、当該決議が全てのハンザ構成都市（当該会議不参加の構成都市を含む。）を拘束するの
か否かについてである。この問題に関して、かつてはこれを肯定する見解が支配的であった。⁽³⁰⁾しかし、現在では
これに対する有力な否定説としてピッツにより次のような説が提示されている。

ピッツは先ず、「ハンザの根本体制」(die hansische Verfassung)において「決議が有効となり、承認を通じて
遵守されるようになるためには、公表 (Publikation) が必要とされた」ことを幾つかの事実により確認する。⁽³¹⁾彼
はまた、「決議の公示に関して我々が経験する事柄の全ては、都市法を通じて幾重にも制約された都市参事会の
使節の全権 (die Vollmacht der Ratsendeboten) は諸都市共通の決議に何らの直接的効力をも得させることはな
いという事実を、確認する」⁽³²⁾と述べると同時に、次のようにも記している。

「都市参事会使節の全権」この場合には、人ではなく権限それ自体」は、「ハンザ会議の」共同決議 (die gemein-
same Rezesse) に直接的な法的効力を発生させるためには充分ではなかった。その結果、決議は、押印された証明も
公正証書も伴わない公示 (Notitia) の形式以外の何らの外交的体裁も必要としなかった。個々の決議は最終的に個別
的な適用領域 (Verbreitungsgebiet) を見出した。それというのも、それらを公表する (publizieren) のか、これを
しないのかは、個々の都市の自由とされたからである。「(「内は明石による補足。以下同様。)」⁽³³⁾

このようにして、ピッツは、ハンザ会議における決議の拘束力の前提となる各都市使節の権能の制約について
論じ、そして当該拘束力発生要件として各都市による公示を挙げ、しかも公示を行うか否かが各都市（参事
会）の自由委ねられていた点を指摘し、当該決議の全ハンザ都市への自動的な法的拘束力を否定するのである。⁽³⁴⁾
このようなピッツの所論に従うならば、ハンザ会議の決議の拘束力という面にもハンザの組織としての脆弱性
を読み取ることが可能であろう。そして、以上のような組織面での不確定性は、ハンザの法的性質の評価にも反

映されることになる。即ち、ハンザの法的性質についても一致した見解は存在していないのである。

ハンザの団体としての法的性質が問題とされた事例として、一四六八年にイングランド王エドワード四世がロンドンのハンザ商人を勾留し、商品を没収した事件が挙げられる。この勾留と没収は、それ以前に発生していた英国船襲撃にハンザ商人が加担していたことを理由として、一種の報復的措施と言わば連帯責任の名のもとに別のハンザ商人に対して行われたものである。この事件において、英国側は“societas” “collegium” “universitas”といったローマ法の観念を援用しつつ「ドイツハンザ」(Hansa theutonica)を一体のものであるとして、自己が為した措置を正当化し、これに対してハンザ側はその何れもがハンザには妥当しない旨の反論を行ったのである。⁽³⁵⁾

また、帝国法の枠組においても、ハンザの法的性質は不明確であった。一七・一八世紀の法律家にとってハンザを巡る諸問題の中で何よりも重要である意識された問題は、ハンザが帝国国制上合法的な同盟(ein verfassungsmäßiger Verband)であるのかというものであった。⁽³⁶⁾ エーベルによれば、ハンザ諸都市が内包した帝国法理論上の矛盾を解消乃至説明するために提示された理論が、自由帝国都市(liberae ciuitates imperiales)と従属都市(ciuitates subditae)との中間的存在として「混合都市」(ciuitates mixtae: ciuitates mixti status)という新たな類型を設定するものであったという。⁽³⁷⁾ つまり、既存の帝国法理論によつてでは、ハンザは説明不能なものであったのである。⁽³⁸⁾

このように、ハンザの法的性質に関しては、伝統的(ローマ)法観念のもとでの一致した見解は存在せず、また、一七・一八世紀の既存の帝国法の諸観念のもとでの説明は不可能なのであった。⁽³⁹⁾ そして、結局のところ、組織や法的性質といった観点からハンザを理論的に説明することは困難を極める作業なのであって、ここにおいて、フィンの次の評言が妥当することが理解されるのである。

「ドイツハンザの本質については、それをある程度正当に評価する言葉をもって簡略に表現することは殆どなされ得ない。歴史研究がハンザの歴史を説明すればするほど、人はその概念的定義付けにより一層慎重になるのである。」⁽⁴⁰⁾

以上、ハンザ自体を巡る諸問題を概観したが、次に、国際法史研究におけるハンザの取扱いについて確認することとしたい。

(二) ハンザの国際法史上の従来の位置付けとその問題点

先ず、現在最も標準的な国際法史概説書と思われるヌスバオムの『国際法要史』（改訂版）においては、何れも中世の国際法に関する記述の中で、ハンザについての言及が四箇所で開催する。そこでは、「商事法及び海法」(mercantile and maritime law)の発展の中でハンザが論じられ（特に、ロンドンのハンザ商館（通称“Steel Yard”）における「属人法」的思考と英国民とハンザ商人間の紛争についての「混合裁判所」(mixed tribunals)の活用⁽⁴¹⁾という法的特質に関する記述が行われている。）、また「領事制度」がハンザ商館と関連付けられて論じられている。

また、『国際公法百科事典』では、ブライザーが担当する「古代から一六四八年までの国際法史」という項目において、中世後期（一三〇〇年から一五〇〇年）の事柄に関連して同一段落中の二箇所で開催する。その一つは、欧州諸国が神聖ローマ皇帝やローマ教皇から自立し主権を行使するようになるものの、「ハンザ同盟のような都市連合」の存在と活動は阻まれることはなかったという記述においてであり、他は、海事法の発展との関連で「ハンザ同盟により遵守された海事法の大半は一四〇七年頃のウィスビー海事法典 (the Maritime Code of Wisby) に含まれている」との記述⁽⁴²⁾においてである。そして、同書でヴェロスタが担当する一六四八年以降の国際法史の記述中には、ハンザは登場しない。⁽⁴³⁾

オランダ語で著された『国際法史要論』中の第二章（「一二世紀から一四五〇年頃まで」）では、ハンザに関する

若干詳細な論述が見出される。即ち、当該時期の国家形成との関連で『ハンザ都市』には特別な考慮が払われなければならない」とした上で、「それらは形式的にはドイツ皇帝又はその封臣の一人に服属したが、全く独立した外交政策を実施した」ことや「ドイツハンザは独立した都市同盟として条約を締結し、戦争を遂行するなどした」ことを指摘し、ハンザを「欧州経済共同体に比較され得る」ものとしている。さらには、「重要な因子(machtfactor)ではない」ものの「近代のかなりの時期までこの中世的社会組織は存続した」ことも指摘されている。⁽⁴⁴⁾

同様に、グレーヴェの概説書『国際法史の諸時代』では、中世の「自立的国際法主体」(和戦の遂行主体)として都市同盟を挙げる中で、フランデレン(フランカーズ)地方のハンザ(一二五二年)とドイツハンザ(一二三五年)を挙げ、また一二八五年のノルウェー王とハンザ諸都市間の紛争におけるスウェーデン王による仲裁判決(Schiedspruch)に言及する⁽⁴⁵⁾など、幾つかの箇所⁽⁴⁶⁾でハンザに触れている。これらの中で目を引くのは、「海賊に準ずる行為」(Quasi-Piraterie)に関連して、一八四八年革命後のハンザ諸都市と英国との紛争への言及が行われている点である。⁽⁴⁷⁾

K・H・ツィークラーの『国際法史』では、以上の諸著作に比して、ハンザに関する記述は豊富である。同書では先ず、中世において「戦争と平和並びに同盟を君主と名目的臣民との間の関係においても見出す」とされ、そのような事例の列挙の中で「何よりもドイツハンザの同盟における北ドイツ商業都市の結合もまた国際的領域において一層の重要性を獲得した」とされている⁽⁴⁸⁾。また、同書では「ドイツ都市、特にドイツハンザ」という表現を有する独立した一節が設けられており、中世の中期及び後期において都市一般が欧州の権力関係の中で演じた役割が論じられた上で、ハンザについての説明が加えられ、特に、「一四・一五世紀においてドイツハンザは暫時バルト海の覇権者として主権者の地位(Stellung eines Souveräns)を占めた」とされている。さらに、ハン

ザによる戦争及び講和の事例が挙げられると共に、仏国王カール「シャルル」八世が一四八九年にドイツハンザ（の代表）を「朕の極めて親愛なる偉大な友人にして同盟者」(nos tres-chers et grands amis et confederz)と称した（それは一六五五年においてもルイ一四世により儀礼的に使用されている）ことが指摘されている。⁽⁴⁹⁾ 以上に加えて、ツィークラーは、ドイツハンザが初期近代（近世）における領域国家の形成と共に「主権者」としてのかつての地位を喪失したものの、「リューベック・ハンブルク・ブレーメンといった個々のハンザ都市が、それ以後にも都市国家 (Stadstaten) としてさらに独立した政策に従事し得た」と論じている。⁽⁵⁰⁾

最後に、ハンザを国際法史の観点から論じた恐らく唯一の専門的研究と考えられるライプシュタインの論考も挙げられるべきであろう。⁽⁵¹⁾ しかしながらこの論考でも、大半が一三世紀から一七世紀の第一四半世紀までの記述に当てられ、それ以降に関しては実質的に二つの条約が挙げられているに過ぎない。しかも、当該条約はハンザに言及してはいるものの、ハンザ（或いはその構成都市）はそれらの当事者ではないのである。

以上に見てきたように、従来の国際法史研究において、ハンザは基本的に「中世的存在」として扱われてきた。⁽⁵²⁾ 勿論、最後に挙げた四著作で初期近代（近世）に関する記述においてもハンザについて触れている点は重要である。しかしながら、それらは何れも活動の実態について触れるものではない。また、国際法史概説書の中にはハンザに全く言及しないものもある。⁽⁵³⁾

このようにハンザを「中世的存在」とする国際法史研究の視点は、ハンザ史研究における一般的視点に対応するものと考えられる。即ち、ハンザの通史的記述を試みる著作においては、一七世紀以降についての記述が極めて簡略化されているという傾向が看取されるのである。例えば、代表的なハンザ研究書であるドランジエの著作では本文四八六頁の内、三十年戦争とハンザの終末には一〇頁が当てられているに過ぎない。⁽⁵⁴⁾ また、フリッツェらによる『ハンザ史』も「三十年戦争とハンザの終末」と題する章は本文全二三〇頁の内七頁を占めるに過ぎ

ない。⁽⁵⁵⁾さらに、U・ツィークラーの『ハンザ』では、本文全三四頁中「終末（二五五五年から一六六九年）」と題する節で僅か四頁の紙幅の中でハンザの最後期とされる一世紀以上の期間が記述されている。⁽⁵⁶⁾そして、このことはハンザを通史的に扱う他の著作にも共通するのである。⁽⁵⁷⁾

以上のような事実を前にすれば、「一七世紀の第二四半世紀以降、ハンザは事実上死滅した」⁽⁵⁸⁾とするドランジエの言葉が歴史研究者一般に共有されていることが確認されるのであり、それは国際法史においても同様であると言える。

また、国際法史研究の視点から特に重要な論点として、ハンザの法的性質を巡る問題が挙げられる。この問題は、前に挙げたブライザーの著作に典型的に現れている。即ち、彼はハンザを論ずる中で、「ハンザが一三五八年に採用された『ドイツハンザ諸都市』(Städte von der Deutschen Hanse; Cities of German Hanse)の称号のもとで主権者(a sovereign)の形式において外国君主と交渉に当たるのみならず、実行上主権者として承認され、同盟を結成し、戦争を遂行し、講和条約を締結すること」を欧州の主権的諸国家が阻むことはなかったとして⁽⁵⁹⁾おり、ハンザを主権者として評価しているのである。また、ライプシュタインは、ハンザ同盟が実際には主権的存在ではないとしても、「少なくとも、全ての主権的権利を日常的に行使していた」とする。⁽⁶⁰⁾同様に、ペーゼマールは、ハンザ諸都市が「完全に独立した対外政策を遂行した」のであり、特に、ドイツハンザは、一四世紀以降独立した都市同盟として、条約締結や戦争等を行ったと評している。⁽⁶¹⁾

このように、一四世紀以降のハンザを、少なくとも事実上は主権的存在であったとする見解は多い。そして、このような見解はドイツ国制史研究者にも共通するものであり、例えば、ミッターイスは、ハンザが「戦争及び同盟の権利・バルト海艦隊・同盟の要塞・同盟の租税を有する、殆ど一つの主権国家(fast ein souveräner Staat)であった」⁽⁶²⁾としているのである。

以上に見てきたことから、従来の国際法史研究において、ハンザを「中世の存在」であり、かつ「主権的」であったとする評価が一般的であると言える。しかしながら、このような評価は当時のハンザの実態に照らして妥当なものと言えるのであろうか。この疑問に答えるために、以下では、通常その没落期と考えられている一六世紀以降にハンザが行った「国際的」活動について、特にウェストファリア条約との関わりに重点を置きながら、論ずることとする。

二 ウェストファリア条約に至るまでのハンザの「国際的」活動

——一七世紀前半におけるハンザの条約締結の事例を中心として——

本来ハンザ諸都市は、同時代の通常のドイツ都市と同様に、形式的には神聖ローマ皇帝又は個々の（領邦）君主に従属していた。しかし、既に触れたように、帝国が遂行する戦争にハンザとして参戦するか否かの決定はハンザの側の主体的判断に委ねられていたと考えられる。例えば、一四七四年から翌年にかけての帝国の対ブルゴーニュ戦争にハンザ諸都市が参戦したが、それは帝国の戦争ゆえに自動的に参戦したのではなく、その際に考慮されたのはハンザの自由を脅かしていたデンマークとブルゴーニュの協力関係を考慮したからであった。⁽⁶⁵⁾ 少なくとも、宗教改革期にいたるまでのハンザと帝国（及び皇帝）との関係は、「絶対的必要最小限」(ein absolut notwendiges Minimum)⁽⁶⁶⁾ のものであった。また、ハンザが自己の名において戦争を遂行したことも、既に触れた通りである。

戦争遂行と同様に、帝国からの拘束を（少なくとも事実上）受けることなくハンザは自己の名において「条約」を神聖ローマ帝国内外の主体と締結している。ハンザの没落が始まるとされる一六世紀にも、例えば、一五六〇

年七月二五日付でデンマーク国王とハンザ諸都市間の通商・航海に関して合意された条約 (Verdrach of Tractaat)⁽⁶⁷⁾ がある。以下では、一七世紀初頭からウェストファリア条約に至る期間を中心として、ハンザが当事者となっている条約を検討することとした。

まず、一六〇六年にハンザの使節がスペインに赴き、翌年両者の間に通商条約が締結されたという例が挙げられる。⁽⁶⁸⁾ 条約締結の際には、当然のことながらハンザは条約締結能力あるものとして扱われており、さらに、ハンザが任命する領事を駐劄させることもスペイン政府により承認されたという事実が指摘されている。⁽⁶⁹⁾ また、一六一五年一二月にはオランダ連邦議会与「東ハンザ諸都市」 (de Oostersche Hansee-Sieden) 間で周辺海域の通航・貿易の自由の確保のための条約 (Tractaat) が締結されている。⁽⁷⁰⁾

三十年戦争は、ハンザにとって「その衰退過程の加速化」⁽⁷¹⁾ を意味したと理解されるが、そのような状況においても (或いはそのような状況であるからこそ)、ハンザは帝国内外の存在と条約を締結している。その例としては、まず、一六一八年一〇月一五日付のザクセン選挙侯とドイツハンザ都市間の合意が挙げられる。⁽⁷²⁾ この合意は、「和議」 (Vergleich) と題され、同選挙侯領内に搬入される物品に対する権利・通行料等についての諸規定を設けている。そして、ハンザは「自由帝国都市且つ連合したドイツハンザ諸都市」 (die frey Reichs- auch Unirten Teutschen Hansee-Städte) としつつの和議を締結している。また、一六四五年八月にはブレーメン・ハンブルク両都市とオランダの間で通商・航海及び同盟に関する条約 (Tractatus) が結ばれている。⁽⁷³⁾ この条約ではこれから二都市をハンザ代表と看做しているような文言は登場しない。しかし、前述した一六一五年のオランダ・「東ハンザ諸都市」間の条約に言及しつつ、⁽⁷⁴⁾ オランダと両都市間の同盟関係の維持等が扱われているために、両都市がハンザ都市であることが当事者間に意識されていたことが理解される。さらに、一六四六年一〇月には同様の条約を (その前文によれば) リューベック市の代表とその他のハンザ都市の代表がオランダとの間で締結して

いる。⁽⁷⁵⁾ この条約は前年のブレーメン・ハンブルク両市による条約を「他のハンザ諸都市にも」(*alii quoque Hanzeaticis Civitatibus*) (前文) 適用するという趣旨を有している。

この時期にはまた、スペイン・ハンザ都市間の条約も見出される。その一例が、一六四七年九月ウェストファリア講和会議開催期間中にミュンスターでスペイン国王(フェリペ四世)⁽⁷⁶⁾との間で締結された通商条約である。この条約では、個別のハンザ都市名は挙げられることなく、「ハンザ諸都市」(*Citates Hansaticae*)のみが条文中に登場している。但し、署名欄にはリューベック・ブレーメン・ハンブルク三都市の代表者の名前のみが挙げられていることから、これら三都市以外からの条約作成への参加はなかったものと思われる。(これは、後に触れられる、ウェストファリア講和会議へのハンザ代表团がこれら三都市からの代表のみで構成されていたという事情に合致する。)尚、この条約と同日付で、スペイン国王からハンザ諸都市に譲許された諸特権を列挙した条約も作成されている。⁽⁷⁷⁾

以上に見てきた諸事例から理解されるように、ハンザの衰退が明らかとなるとされる一六世紀以降であっても、ハンザは一定の条約関係を諸国と有していた。勿論、その実態はリューベック・ブレーメン・ハンブルクの三都市のみが活動していたのであって、その他のハンザ都市が活発な「外交」活動を行っていたとはできない。特に、三十年戦争中は、集団として武力を行使することもなく、また相異なる上級領主に従属していたハンザ諸都市が共通した政策を実施することはできなかった。そして、ハンザの全体会議の成立が殆ど不可能となった状況で、一六二九年のハンザ会議がそれら三都市にハンザ全体の利益を守り、その名において行動するよう要請し、それを受けて翌年に三都市は一〇年間の防衛同盟関係を構築した。⁽⁷⁸⁾ この三都市同盟は、ハンザの衰退の中で「法的には依然として存在する古き同盟の相統」⁽⁷⁹⁾として行われたのである。さらに、この同盟は、一六四一年一月にこれら三都市間での「特別同盟」(*Special-Verbindnüs*) に関する条約⁽⁸⁰⁾という形式で更新される。従っ

て、他の諸都市に比較してそれら三都市が特別な地位にあったことは充分に理解される。しかしながら、これら三都市が「ハンザ」の名において条約を締結していることは、少なくとも当該条約の当事者には、ハンザが国際的な活動主体であることが認識されていたことを示すものであると言えよう。つまり、この時期を通じて欧州各国の首都や宮廷において、「ハンザの国法上の使節権（die staatsrechtliche Gesandtschaftsfähigkeit）について深刻な疑念がもたれることは殆どなかった」⁽⁸⁾ことになるのである。

*本稿で引用する資料の綴り字は、現在の正書法とは異なるものがあるが、それらは何れも当該資料の綴りのままである。

(1) 一六四八年一月二四日に署名されたウェストファリア条約は、神聖ローマ帝国皇帝とスウェーデン女王を主たる当事者として作成されたオスナブリュック条約（*Instrumentum Pacis Osnabrugense*（以下「IPO」とする。））と同皇帝とフランス国王を主たる当事者とするミュンスター条約（*Instrumentum Pacis Monasteriense*（以下「IPM」とする。））からなる。本稿で参照したIPO及びIPMの条文は次の文献所収のラテン語版であり、条及び項の区分も同版に従っている。A. Oschmann (Bearb.), *Acta Pacis Westphalicae*, Serie III, Abteilung B (Verhandlungsakten), Band I (Urkunden) (Münster, 1998)。また、条文の邦訳に際しては、次の文献に収められているドイツ語版を参照した。A. Buschmann (Hrsg.), *Kaiser und Reich* (Nördlingen, 1984), S. 285-402。

尚、「ウェストファリア条約」にIPO及びIPMに加えて「一六四八年一月三〇日の西蘭問条約（C. Parry (ed.), *The Consolidated Treaty Series*, vol. I (Dobbs Ferry, N.Y., 1969), pp. 1-118.（以下註におく。）」の文献からの引用・参照箇所は、巻、頁数の順に「CTS, II, 1の如く表示した。」を含むとする見解もある。（一例として次の文献を見よ。K. Reppen, “Der Westfälische Friede: Ereignis und Erinnerung”, *Historische Zeitschrift*, Bd. 267 (1998), S. 615-618.）しかし、本稿では「西蘭条約は含めない」。

(2) ハンザを国際法学的観点から論じた数少ない論考の一つとして、次の文献を挙げておく。E. Reibstein, “Das Völkerrecht der deutschen Hanse”, *Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht*, Bd. 17

(1956/57), S. 38-92.

(3) それらについては、拙稿「ウェストファリア条約研究の現在—国際法史研究の側面—」『法学研究』第七五巻第二号(二〇〇二年)二九—五五頁を見よ。

(4) 拙稿「ウェストファリア条約の研究—近代国家・近代国家系成立過程の検証—」(一) (六・完) 『法と行政』(一) 第三巻第二号(一九九二年)一—三六頁、(二) 第三巻第二号(一九九二年)一—三五頁、(三) 第五巻第一号(一九九四年)一—三二頁、(四) 第五巻第二号(一九九四年)一—三二頁、(五) 第六巻第一号(一九九五年)一—三〇頁、(六・完) 第六巻第二号(一九九五年)一—三二頁、及び拙稿、前掲(註(3))、二九—五五頁を見よ。

(5) 国際法学及び国際関係論における伝統的なウェストファリア条約の評価を「神話」であるとして批判する論考として、次のものを挙げておく。S. Beaulac, "The Westphalian Legal Orthodoxy — Myth or Reality?", *Journal of the History of International Law*, vol. 2 (2000), pp. 148-177; A. Osiander, "Sovereignty, International Relations, and the Westphalian Myth", *International Organization*, vol. 55 (2001), pp. 251-287; A. Osiander, "Before Sovereignty: Society and Politics in ancien régime Europe", *Review of International Studies*, vol. 27 (2001), pp. 119-145.

(6) わづか「ハンザ」の名称に関して若干の説明を付しておきたい。

「ハンザ」(Hanse) とする名称はラテン語の "ansa" (取手・柄) に由来すると思われる(参見 V. Henn, "Was war die Hanse?", J. Bracker/V. Henn/R. Postel (Hrsg.), *Die Hanse. Lebenswirklichkeit und Mythos*, 3. Aufl. (Lübeck, 1999), S. 15.) また「ドイツのおおづ」(「ハンザ」の名前がこの団体を示すために初めて使用されたのは一三九九年の「おおづあそろふ」(B. Gelsing, "Hanseatic League", J. R. Strayer (ed.), *Dictionary of the Middle Ages*, VI (New York, 1985), p. 90.)

この団体は「本論でも触れるように」 「ハンザ同盟」(Hansebund) と称されることが多いが、「同盟」という名称は「軍事同盟」(そのような同盟を結成したこともあるが) の意味合いが強く、後述するこの団体の実態には適合しない。また「ドイツハンザ」——この名称は中世北ドイツ商人の仲間・組合(商人ハンザ (Kaufmannshanse)) 或いは北ドイツ商業諸都市の経済組織(都市ハンザ (Städtehanse)) 自らが称していたものと思われる——とする

とも可能だが、その場合には、「ドイツ」域外にも存在したハンザ都市を排除することになってしまつてであろう。（以上に関しては、高村象平『ハンザの経済史的研究』（筑摩書房、一九八〇年）、三二七頁も見よ。）そのため本稿では単に「ハンザ」とし、その構成員たる都市を指す場合には「ハンザ（諸）都市」とする。

(7) G. Taddy (Hrsg.), *Lexikon der deutschen Geschichte*, 2. überarbeitete Aufl. (Stuttgart, 1983), S. 503. さらに「一四世紀までのハンザ史の概観のために」次の文献を見よ。E. Ennen, *Die europäische Stadt des Mittelalters*, 2., erg. u. verbesserte Aufl. (Göttingen, 1975) (ヘーデイト・エネン、佐々木克巳訳、『ヨーロッパの中世都市』（岩波書店、一九八七年）, S. 174-191.

(8) Gelsing (Anm. 6), p. 90.

(9) 「ハンザの設立期日は存在しない。なぜならば、ハンザは決して『設立された』(gegründet) ではないからである。それは発生 (entstehen) したのである。」Henn (Anm. 6), S. 19.

(10) H. Mitteis, *Deutsche Rechtsgeschichte*, neubearbeitet von H. Lieberich, 17., erw. u. erg. Aufl. (München, 1985) (ミッタース・リーベリッヒ、世羅晃志郎訳、『ドイツ法制史概説』（改訂版）（創文社、一九七一年）（改訂第一版）（München, 1969）の邦訳）, S. 279.

(11) 但し、ハンザの対外的勢力拡大が一四世紀に実現されているとしても、同時期（特に、一四世紀の最後の約三〇年間に）多数のハンザ都市がその内部で社会的・政治的闘争を経験していた点は注意されなければならない。K. Fritze/J. Schildhauer/W. Stak, *Die Geschichte der Hanse* (Westerlin, 1985), S. 132. この点に関しては、次の文献も見よ。H. Wernicke, *Die Städtehanse 1280-1418: Genesis-Strukturen-Funktionen* (Weimar, 1983), S. 176-179.; 斯波照雄『中世ハンザ都市の研究—ドイツ中世都市の社会経済構造と商業—』（勁草書房、一九九七年）三二—一九頁。

(12) 一般的にはハンザの最盛期を一四世紀及び一五世紀とする説が受容されているが、ドランジェ (Ph. Dollinger, *Die Hanse*, 5., erw. Aufl. (Stuttgart, 1998)) のように「一五世紀初頭にはすでにハンザには衰退（危機）の兆しが見えていたとする説を提唱する論者もある。

また、ハンザの最盛期を一四世紀及び一五世紀とする通説に対応して、ハンザの衰退は「新大陸発見」後の商業革

命期に始まるとする理解が一般的である。確かに、商業革命により通商の形態・経路等が大幅に変更され、それがハンザにも影響を及ぼしたであろうことは十分に想像される。しかし、それが直ちにハンザの衰退に繋がるものか否かについては異論もかなりあるであろう。(高村象平『中世都市の諸相』(筑摩書房、一九八〇年)、二〇三―二三〇頁及び Dollinger (Ann. 12), S. 401-468 を見よ)。ハンザの衰退原因に関しては、例えば、(それが商業革命の結果か否かは別として) 北海・バルト海域へのオランダ及び英国商人の進出、領邦君主による都市の自由の縮減等々考慮されるべき要素は多いが、とりわけ、一六世紀のバルト海の支配権 (*dominium maris Baltici*) を巡る諸国(デンマーク・スウェーデン等)の対抗関係の中でのハンザの没落という観点は重要であるように思われる。(バルト海支配権については、次の文献を見よ。Fritze *et al.* (Ann. 11), S. 207-220.)

(13) Dollinger (Ann. 12), S. 117. ハンザ構成員資格に関しては、次の文献も見よ。Wernicke, (Ann. 11), S. 100-106.

(14) Taddy (Ann. 7), S. 503.

(15) Gelsing (Ann. 6), p. 90.

(16) J. Leuschner, *Deutschland im späten Mittelalter*, 2. Aufl. (Göttingen, 1983), S. 169. 尚、ロイシュナーはハンザの最盛期を一五世紀としている。

(17) F. R. H. Du Boulay, *Germany in the Later Middle Ages* (London, 1983), p. 133.

(18) この点については、次の文献を見よ。H. Spruyt, *The Sovereign State and Its Competitors: An Analysis of Systems Change* (Princeton, NJ, 1994), p. 125.

(19) Dollinger (Ann. 12), S. 117.

(20) ハンザ構成都市の基準確定の難しさは、ハンザの通商活動を担った船舶、即ち「ハンザ船」とは何かという決定における困難を招く。このことは、船舶登録制度が未確立であった時代に、当該船舶に対する裁判管轄権・準拠法の決定や船舶の所有権者の確認等の法的諸問題がどのように解決されたのかという点で、新たな研究対象を我々に提示することになるであろう。

(21) 但し、このことはハンザが「武力」を保持しなかったことを意味するのではない。当時の船舶(商船)は短期間

- て軍用艦装が可能であったために、多数の商船を有したハンザ諸都市はかなりの武装艦隊を動員できたことになる。因みに、一五世紀のハンザの全船舶数は「八百乃至九百、最大一千」と見積もられている。G. Krause, "Das Seekriegswesen in der Geschichte der Hanse", H. Wernicke/N. Jörn (Hrsg.), *Beiträge zur hansischen Kultur*-, *Verfassungs- und Schifffahrtsgeschichte* (Hansische Studien X) (Weimar, 1998), S. 210.
- (22) ハンザの対デンマーク戦争については、次の文献を見よ。Fritze *et al.* (Anm. 11), S. 98-112. この戦争自体はハンザ側の勝利のうちに一三七〇年のシュトラルズント (Stralsund) 講和条約により終結するが、同盟は八五年まで延長されている。Dollinger (Anm. 12), S. 99. また、ケルン同盟及びシュトラルズント講和条約に関しては、高橋理『ハンザ同盟 中世の都市と商人たち』(教育社、一九八〇年)、一〇三—一四頁を見よ。
- (23) 高村、前掲書 (註(6)) 七一—〇頁。
- (24) Henn (Anm. 6), S.15.
- (25) Wernicke, (Anm. 11), S. 168-169.
- (26) Henn (Anm. 6), S. 15-16.
- (27) Dollinger (Anm. 12), S. 125. 高橋は、ハンザ会議の開催は「一三五六年から一四八〇年までの間に七二回、つまり平均して一・七年に一回であった」としている。高橋、前掲書 (註(22))、一四三頁。
- (28) Dollinger (Anm. 12), S. 124-125.
- (29) R. Sprandel (Zusammengestellt u. Hrsg.), *Quellen zur Hanse-Geschichte* (Darmstadt, 1982) (Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters, Bd. XXXVI), S. 272-276.
- (30) ハンザ会議決議が全ハンザ都市を自動的に拘束するとの見解を提示している若干の例として、次の文献を見よ。Wernicke, (Anm. 11), S. 33-34; Sprandel, (Anm. 29), S. 272-276.
- (31) E. Pitz, *Bürgerreine und Städteinnung* (Köln/Werner/Wien, 2001), S. 408.
- (32) Ebd., S. 409.
- (33) Ebd., S. 421.
- (34) また、既に見たように、ハンザが組織としては整備されたものではなかったことを勘案するならば、ハンザ会議

決議の加盟都市に対する自動的拘束力を承認するという見解は、拘束力を各都市の判断に委ねるという見解に比較して、根拠が弱いように思われる。

尚、ハンザ会議決議に関しては、その名宛人についての疑問も存在する。即ち、ハンザ会議決議は、都市（又は都市参事会）、都市民、都市商人の何れを拘束するのかという疑問である。また、ハンザ会議決議の公示の必要性を巡る問題を条約の批准の要否を巡る問題と関連付けて論ずることも可能であろう。

(35) A. Cordes, "The Hanseatic League and Its Legal Nature: Political, Legal and Historical Discourse", M. Stolleis/M. Yamagihara (eds.), *East Asian and European Perspectives on International Law* (Baden-Baden, 2004), pp. 245-247; Henn (Anm. 6), S. 15.

(36) W. Ebel, "Die Hanse in der deutschen Staatsrechtsliteratur des 17. und 18. Jahrhunderts", *Hansische Geschichtsbücher*, Bd. 65/66 (1940/41), S. 150-151.

(37) Ebd., S. 154-155.

(38) 但し、この「混合都市」理論は帝国国制内の理論として援用可能ではあるが、ハンザと帝国国制外の存在との関係を規律する理論として援用可能であるか否かは別個の問題となる。それは特に、ハンザが後述するような独自の「外交」（戦争を含む。）を展開したという事実に対して、法的な説明を加える際に、大きな問題点となるものと思われる。

(39) Henn (Anm. 6), S. 16-22.

(40) G. Fink, "Die rechtliche Stellung der Deutschen Hanse in der Zeit ihres Niedergang", *Hansische Geschichtsbücher*, Bd. 61 (1936), S. 122.

(41) A. Nussbaum, *Concise History of the Law of Nations* (revised ed., New York, 1954), pp. 25, 33-35, 58-59 et 61.

尚、同書英語初版 (New York, 1947) では、その二九頁において、欧州中世の支配者たちが外国人商人に対して寛容であったことのひとつの例証として、「ハンザ同盟」により「ロンドン・ブルージュ・ノヴゴロドといった商業中心地 (emporium) に荘重な建物の建築を許可する特に大きな特権が獲得された」ことが挙げられ、それとの関連

で「この同盟には約七〇のドイツ都市が結合し、中世末の世紀にそれは北欧の政治史・通商史において重要な役割を演じた」との評価が与えられている箇所が、ハンザに関する唯一の言及である。このことから、改訂版においてハンザに関する記述がかなり増加していることが理解される。

- (42) W. Preiser, "History of the Law of Nations", R. Bernhardt (dir.), *Encyclopedia of Public International Law*, Consolidated Library Edition, vol. II (Amsterdam/Lausanne/New York, etc., 1995), p. 737. 尚、同著の独語版は、元来 *Wörterbuch des Völkerrechts*, Bd. III (1962) の中で "Völkerrechtsgeschichte I" という項目で収められていた。(但し、独語版と英訳版では「序論」や文献目録等に相異がある。) また、独語版は後に次の文献に再録されている。W. Preiser, *Macht und Norm in der Völkerrechtsgeschichte* (Baden-Baden, 1978), S. 27-72.
- (43) See, S. Verosta, "History of the Law of Nations", R. Bernhardt (dir.), *Encyclopedia of Public International Law*, Consolidated Library Edition, vol. II (Amsterdam/Lausanne/New York, etc., 1995), pp. 749-767.
- (44) C. H. Bezemer, "Van de twaalfde eeuw tot circa 1450", A.C.G.M. Eyfinger (red.) *Compendium Völkerrechtsgeschiedenis*, 2e druk, (Deventer, 1991), pp. 25-27. 尚、同書では、その第三章（「一四五〇年から一七一三年の時期」）における「一箇所ハンザに関する簡単な言及がなされている。C. G. Roelofsen, "De periode 1450-1713", pp. 48-49 et 62.
- (45) W. G. Grewe, *Epochen der Völkerrechtsgeschichte* (Baden-Baden, 1984), S. 81, 125.
- (46) 前註の箇所の他、次の箇所も見よ。Ebd., S. 81, 265, 354, 447.
- (47) Ebd., S. 672-673.
- (48) K. H. Ziegler, *Völkerrechtsgeschichte* (München, 1994), S. 96.
- (49) Ebd., S. 125-126. 尚、引用文中の傍線部分は原著ではゴチック体となっている。
- (50) Ebd., S. 151. 尚、同書では以上の他にも、ハンザに関する若干の記述が見出される。Ebd., S. 113, 132, 138-139.
- (51) Reibstein (Anm. 2), S. 38-92.
- (52) 国際法概説書におけるハンザへの言及は希であるが、それが行われる場合には同様の理解が示されている。例え

は、フエンウィックは彼の概説書『国際法』の第一部第一章「国際法の歴史的背景」(The Historical Background of International Law)の中で、「国民国家 (national states) の形成」に関連して、「百年戦争」に言及すると共に若干の独立した都市国家が形成されたことに触れ、イタリアの諸都市と並んで「バルト海沿岸のハンザ同盟の構成員」を挙げている。しかし、それら都市国家は「相互にあまりに遠く隔たり、また個別ではあまりに脆弱であったため、欧州全体の構成に対して何らかの意義を有する影響力を持たなかった」とされている。C. G. Fenwick, *International Law*, (4th ed., New York, 1965), p. 13.

(53) ハンザに全言及しつゝならぬ国際法史概説書として、次の文献を挙げよう。A. Truyl y Serra, *Histoire du droit international public* (Paris, 1995); H. Wheaton, *History of the Law of Nations in Europe and America* (New York, 1845).

(54) Dollinger (Anm. 12), S. 469-478.

(55) Fritze *et al.* (Anm. 11), S. 222-228.

(56) U. Ziegler, *Die Hanse* (Bern/München/Wien, 1994), S. 162-165.

(57) 例えば、K. Friedland, *Die Hanse* (Stuttgart/Berlin/Köln, 1991) は、その最終章(「ハンザ共同体の解体と終焉」)でシュトラルズント講和(一二三二年)から最後のハンザ会議(一六六九年)までを扱っているが、その紙幅は本論全一八一頁中の五頁強に過ぎない。

(58) Dollinger (Anm. 12), S. 478.

(59) Preiser (Anm. 42), p. 737.

(60) Reibstein (Anm. 2), S. 39.

(61) Bezemer (Anm. 44), p. 25.

(62) Mitteis (Anm. 10), S. 290.

(63) G. Schmidt, "Städtehanse und Reich im 16. und 17. Jahrhundert", A. Grabmann (Hrsg.), *Niederengang oder Übergang?: Zur Spätzeit der Hanse im 16. und 17. Jahrhundert* (Köln/Weimar/Wien, 1998), S. 28.

(64) Ebd., S. 27.

- (65) デイルマイヤーは、南部ドイツの諸都市とハンサ諸都市の交流の状態を考察した論考の中で、両者の関係が個々の都市の利益を基準として展開されたのであって、帝国の枠組みとは無関係であったことを指摘している。U. Dirmeier, "Zu den Beziehungen zwischen oberdeutschen und norddeutschen Städten im Spätmittelalter", W. Paravicini (Hrsg.), *Nord und Süd in der deutschen Geschichte des Mittelalters* (Sigmaringen, 1990), S. 214.
- (66) 条約その他の文書の日付について、若干説明をしておきたい。ユリウス暦にかわってグレゴリウス暦が導入されたのは一五八二年のことであるが、それは欧州のカトリック派を奉じた国・領邦・都市にとどまっていた。神聖ローマ帝国内のプロテスタント派諸侯がグレゴリウス暦を採用したのは一七〇〇年のことであった。したがって、当事者の教派によって文書の日付が異なり、当事者に両教派が含まれる場合には二つの日付が併記されることになる。本稿では、参照した史料に記載されている日付をそのまま使用している。
- (67) この条約は次の文献に収められている。J. Du Mont, *Corps universel diplomatique du droit des gens*, Tome I, Partie i - Tome VIII, Partie ii (Amsterdam/La Haye, 1726-1731), Tome V, Partie i, pp. 67-76. (以下、この文献からの引用・参照箇所は、巻 (Tome)・部 (Partie)・頁の順に *Du Mont*, I, i, 1. の如く表示する。)
- (68) 関谷清『ドイツ・ハンサ史序説』(比叡書房、一九七三年)、六四三頁。当時スペインはハンサ都市を通じての基本的生活物資の供給を重視しており、ハンサ側はスペイン港湾における通商の独占を企図し、交渉に臨んだといわれる。G. Fink, "Diplomatische Vertretungen der Hanse seit dem 17. Jahrhundert bis zur Auflösung der hanseatischen Gesandtschaft in Berlin 1920", *Hanseische Geschichteblätter*, Bd. 56 (1931), S. 119. 尚、この一六〇七年の条約文を筆者(明石)は未確認であるが、後述する一六四七年のスペイン・ハンサ間条約(第一・二条) (*Du Mont*, VI, i, 402-403.) には、この条約と推定される条約が言及されている。
- (69) Fink (Anm. 68), S. 119-120. 関谷、前掲書(註(68))、六四三頁。初代領事はリユーベック商人である Hans Kampfberbeck であった。
- (70) *Du Mont*, V, ii, 274-277. 「東ハンサ諸都市」とは、同条約前文によれば、バルト海 (Oost-Zee) 沿岸及びヴィクセル (Wixel) 河・オーデル河・エルベ河・ベーゼル河沿岸のハンサ都市を指している。但し、同条約の批准書の内容からは、リユーベックが中心的存在であったことが推定される。

- (71) R. Postel, "Der Niedergang der Hanse", J. Bracker/V. Henn/R. Postel (Hrsg.), *Die Hanse, Lebenswirklichkeit und Mythos*, 3. Aufl. (Lübeck, 1999), S. 189. ポステルは、諸列強の対立、特にデンマーク及びスウェーデンによる帝国内の事項への関与が、ハンザにとっての独立した統一的政策の空間を奪ったことを指摘している。
- (72) *Du Mont*, V, ii, 324-325.
- (73) *Du Mont*, VI, i, 311-312. 尚、一般論として言えば、戦争が発生した場合に、通商都市にとっては中立を維持することは、中立法規の制約の下であるにしろ、貿易を継続し得るという大きな利点がある。しかし、当時の状況において中立を維持するためには自己防衛可能な実力を有しなければ、交戦国によって中立は容易に侵犯され得た。その意味で、ハンザ諸都市がハンザ以外の何れかの勢力と同盟或いは何らかの結合関係に入るということは、ハンザの勢力の衰微を示すものとも言える。三十年戦争中には、よりよい通商条件を求めてハンブルク及びブレーメンは英国及びオランダと、シュト랄ズントはスウェーデンとの関係を深める方向に進んだとされる。Fritze et al. (Anm. 11), S. 225.
- (74) 但し、一六一五年の条約は翌年批准されているため、一六四五年の条約では、その前文で「一六一六年に確認された同盟 (*Foedus*)」として、また第一条で「一六一六年の条約 (*Tractatus*)」として言及されている。
- (75) *Du Mont*, VI, i, 350-351.
- (76) *Du Mont*, VI, i, 402-403. 尚、この文書はラテン語で作成されているが、*Du Mont* ではその正式名称が付されておらず、仏語で「条約」(*Traité*)とされている。
- (77) *Du Mont*, VI, i, 403-427. 尚、*Du Mont*, VI, i, 445-446 には一六四八年五月三日付で西国王からハンザに譲許された諸特権に関する条約の表題のみが掲載され、前年の条約を参照するよう指示がある。これは、一六四七年の条約が一六四八年五月三日に正式に確認されたということの意味するのであろう。
- (78) Dollinger (Anm. 12), S. 472-473. ポステルは、この一六三〇年同盟条約について、三十年戦争の渦中では無意味であったと述べている。R. Postel, "Zur 'erhaltung dem commercien und darüber habende privilegia': Han-sische Politik auf dem Westfälische Friedenskongreß", H. Duchardt (Hrsg.), *Westfälische Friede --- Diplomatie, politische Zäsur, kulturelles Umfeld, Rezeptionsgeschichte (Historische Zeitschrift Beihefte Neue*

